

学校いじめ防止基本方針

新居浜市立泉川小学校

はじめに

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であるとともに、学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

そこで、全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、ここに「泉川小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの禁止（いじめ防止対策推進法第4条）

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

(3) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(4) いじめの理解

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑩は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されないことである。
- ④ いじめは、児童からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である。
- ⑤ いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。
- ⑥ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑧ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑨ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑩ いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項（未然防止のための取組等）

(1) 学級経営の充実

- ① 人権尊重を基盤とし、児童と教師、児童同士の温かい人間関係を築き、認め合い、励まし合い、支え合う学級づくりに努める。
- ② アンケートなどを活用して児童理解に努める。
- ③ 授業中・友遊タイム・昼休み等の全ての学校生活でのふれあいを大切にする。
- ④ 基本的な生活習慣を定着させ、温かい人間関係を醸成する。

(2) 人権・同和教育の充実

一人一人の人権を尊重し、全教育活動を通じて、全ての児童が喜びをもって学校生活に参加できるように仲間意識を育てる集団づくりを推進する。

人権・同和教育の視点に立った年間指導計画のもと、いじめや生活の中の不合理や矛盾、差別をみんなの力で解決していこうとする意欲や態度を育てる。

- ① にこにこポストの活用
- ② ふり返りカード（人権週間）での意識付け
- ③ 学年なかま集会
- ④ 異学年交流なかま集会

(3) 道徳教育の充実

思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育の充実を図る。児童一人一人が認められ、互いに思いやる関係づくりに全校で取り組み、「いじめは絶対に許されないことである。」ということを教育活動全体を通して指導する。

(4) 児童の主體的な活動（児童会活動）

代表委員会、なかま委員会を中心に、話合いやポスター掲示など、児童自ら主体的に「いじめをしない、させない、許さない」という取組を全校で推進する。

(5) 分かる授業づくり

「求同求異」の理念の下、朝の時間（石山タイム）の活用を図り、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るとともに、授業改善に努め、学力の向上を図る。体験的な活動や問題解決的な学習の充実に努め、思考力や判断力、表現力などの能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養う。

(6) 特別活動・体験活動の充実（コミュニケーション能力の育成）

学級や異学年集団による縦割り班活動などの集団活動を通して、互いに触れ合い、助け合う中で思いやりや感謝の気持ちを育てたり、話合い活動により学級や

学校における生活上の諸問題を解決したりするなど、集団の一員としてよりよい生活や教職員と児童、学級・学年間、異学年間の豊かな人間関係の育成に努めるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。

(7) 相談体制の整備（教育相談の充実・ハートなんでも相談員・スクールカウンセラー等の活用）

教育相談・懇談会・家庭訪問（よりよい対応を目指す・トラブル防止のために2人以上で対応）・学校行事等を通じて、情報収集を行うとともに、学級担任・保護者同士の連携を図り、児童や保護者の悩みや相談に対し親身に受ける。

(8) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努めるとともに、保護者・家庭への啓発など、連携・協力し、双方で指導を行っていく。
〈未然防止の観点から〉

- ① 児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく家庭において児童を危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- ② インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- ③ 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童に深刻な影響を与えることを認識すること

(9) 発達障がい等への共通理解

教職員が、児童と接する時間を大切にして児童理解を深め、そこでとらえた児童の特性（学習面・行動面）に迅速、組織的に対応する。特別支援教育コーディネーターとの連携を密に図り、特性の理解や具体的関わり方の研修を行い、共通認識のもと周りの児童への指導や本人への配慮等の対応方法を工夫する。

(10) 校内研修の充実

研修会・事例研修会・生徒指導研修会への参加やカウンセリングについての校内研修を実施し、全教職員が科学的な認識に基づいて、全教職員の指導力の向上と共通理解を図り、いじめの未然防止に取り組めるようにする。

(11) 保護者への啓発（相談窓口の周知徹底等）

- ① 積極的な情報発信に努め、学校の説明責任を果たすとともに、保護者や地域との連携に努め、開かれた信頼される学校づくりを推進する。そのため、授業参観、懇談会、学校だより、ホームページなどでいじめ防止対策について周知し、協力を依頼する。
- ② 「絆アンケート」に保護者とともに回答することにより、児童、保護者と教職員との情報の共有を図る。
- ③ 個別懇談会や教育相談を充実させ、保護者との情報共有を密にする。
- ④ インターネットを使用する際のルールやモラルについて研修を行い、ネットトラブルやネットいじめの予防を図る。
- ⑤ 相談窓口として、学級担任のほか、その多くの教職員、ハートなんでも相談員、スクールカウンセラー、東予児童相談所、警察署、松山地方方法務局西条支局、24時間いじめ相談ダイヤル等の相談窓口を保護者に周知していく。

(12) 学校相互間の連携協力体制の整備

お祭り集会やボランティア活動、出前授業等の小中連携活動を通して、児童・

生徒の相互理解を深めるとともに、生き生きと活動する泉川の子どもの育成に努める。

3 いじめの早期発見（いじめを見逃さない・見過ごさないための手立て等）

(1) いじめの態様

いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものであり、大人は気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。そのため、日常的な観察を丁寧に行うことにより、小さな変化を見逃さず、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる鋭い感性を高めていく。「児童がいるところには、教職員がいる。」ことを心がける。

《分類》 《抵触する可能性のある刑罰法規》

ア	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる ……脅迫、名誉毀損、侮辱
イ	仲間はずれ、集団による無視 ……※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
ウ	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ……暴行
エ	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする ……暴行、傷害
オ	金品をたかられる ……恐喝
カ	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ……窃盗、器物破損
キ	いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする ……強要、強制わいせつ
ク	パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる ……名誉毀損、侮辱

(2) 指導体制の充実

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくために、教職員の共通理解が不可欠である。互いに学級経営や授業、生徒指導等について尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気づくりをしたり、児童と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進するとともに、毎週の学年会や職員会等で気になる児童の情報を共有し、より多くの目で児童を見守る。

(3) 早期発見のための研修及び手立て

ア 研修

- ① いじめの早期発見や未然防止に向けた生徒指導研修
- ② 生徒指導全体計画での研修
- ③ 支援を要する児童の事例研修
- ④ 教育相談研修
- ⑤ ネットいじめ防止のための情報教育研修
- ⑥ 児童の観察、チェックリスト活用のための研修

イ 子どもの声に耳を傾け、行動を注視する

休み時間や昼休み、放課後等の雑談等の機会に、児童の様子に目を配る。「児童がいるところには、教職員がいる。」ことを目指し、児童とともに過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。

(4) アンケート等調査の工夫

絆アンケートを毎月実施し、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめの早期発見に努める。また、友達のよいところ見付け、自他の尊重にも役立てる。但し、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識をもっておく。

(5) 相談体制の充実

日常生活の中での教職員の声掛け等、児童が日頃から気軽に相談できる環境を

つくることに努めるとともに、ハートなんでも相談員を配置し、月に数回の相談日を開設している。

(6) 保護者との連携・情報の共有

担任はもちろん、養護教諭、管理職や PTA 役員等すべての関係者が、常に相談窓口を開き、保護者からの相談に対応するとともに、情報を共有しながら適切なものが面談や電話、家庭訪問等により迅速に対応していく。

(7) 地域及び関係機関との連携

地域の人による読み聞かせ活動など、絶えず学校訪問を呼び掛けたり、毎月の定例会による学校や児童生徒の情報を共有したりするなど、いじめの未然防止に努める。

(8) インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、インターネットや携帯電話の情報モラル研修会等を実施したり、保護者・家庭と緊密に連携・協力し、情報の収集に努めたりしながら双方で指導を行っていく。

4 いじめに対する措置（早期対応、認知したいじめに対する対応）

(1) 「被害児童の保護」並びに安全措置（緊急避難等が必要な場合）

何よりもまず、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童を保護し、安全安心を確保する。

被害児童が保健室等の別室で過ごすことができるようにしたり、登校することが困難な場合には、安心して学習ができる場を早急に確保したりする。また、状況に応じて、カウンセラーやあすなる教室、児童相談所、警察などと連携して、被害児童の心の安定に努める。

(2) 事実確認・情報共有

① いじめ問題を発見したときは、当事者双方や周りの児童からの聞き取りを迅速に行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。

② 関係教職員と情報を共有し、いじめの原因や状況などについて正確に把握する。また、ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

③ 確認段階からいじめられた児童に寄り添った対応を行う。

(3) 組織での対応（「いじめ対策委員会」（仮称）での対応）

「いじめ対策委員会」で指導方針、役割分担、チーム編成、教育委員会や関係機関等との連携など今後の対応について協議し、全教職員の共通理解をもっていじめ問題の解決にあたる。

(4) 被害児童・保護者に対する説明、支援

① 被害児童の保護に努め、心配や不安を取り除く。

② 保護者対応は複数の教職員で行い、直接会って家庭での様子や友達関係等についての情報を収集し、学校の取組について丁寧に説明し、協力を求め、家庭との連携を密にする。

③ 被害児童の心のケアのために、養護教諭やハートなんでも相談員やスクールカウンセラーとの連携を密にして指導にあたる。

(5) 加害児童への指導及び保護者への支援

① 加害児童対して、相手の苦しみや痛みを思いをはせる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

② 保護者対応は複数の教職員で行い、直接会って家庭での様子や友達関係等

についての情報を収集し、学校の取組について丁寧に説明し、協力を求め、家庭との連携を密にする。

(6) 教育委員会への報告・連絡・相談

毎月の「いじめに関する調査」により、教育委員会に適切に報告する。しかし、重大ないじめや保護者等のトラブルに発展する恐れがある場合には、速やかに、教育委員会に現状報告をし、助言を受けるものとする。

(7) 懲戒

いじめ問題の状況に応じて、一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察等の関係機関との連携による措置も含め毅然とした対応をする。教育上必要があると認められるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に児童に懲戒を加えることも検討していく。

(8) 出席停止

いじめ等を繰り返し行い学校として最大限の努力をしても解決せず、他の児童の安全や教育を受ける権利が保障されない場合には、出席停止の適用を検討する。

(9) 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき

被害児童を徹底して守るという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と連携して対処することとする。

(10) 生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき

児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

5 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) 「いじめ防止対策推進委員会」の設置

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、学年主任（学級担任）、養護教諭など（必要に応じて外部専門家が入る。）

(3) 活動内容

未然防止に向けた取組・早期発見、早期対応の取組・指導体制の確立等

6 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

児童の生命・身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあり、または相当期間にわたり被害児童が欠席を余儀なくなれたり、あるいは多人数によるいじめが相当期間継続したりしているなどの事案。

(2) 調査組織「いじめ調査委員会（仮称）」を開く。

ア 構成員

校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、当該学級担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、ハートなんでも相談員、PTA 会長、学校評議員、教育委員会担当者、必要に応じて外部専門家等

イ 対応

速やかに新居浜市教育委員会に事案発生 of 報告をするとともに、必要に応じて、専門機関や警察、関係機関等への通報を行い、支援を要請する。

ウ 調査及び調査結果の報告、提供

いじめ行為の事実関係を、可能な限り明確にする。この際、因果関係の特定

を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。調査により明らかになった事実関係について、経過報告もしながら、適切に情報を提供する。ただし個人情報には十分配慮する。アンケート結果等については、被害児童や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、その旨を調査対象の児童や保護者に説明しておく。

エ 事後措置、再発防止

調査結果を新居浜市教育委員会に報告し、必要があれば被害児童や加害児童の今後のことについても協議をする。調査結果を踏まえた必要な措置を行い、再発防止に努める。

平成26年 2月28日策定
令和5年 4月21日改訂